

社会福祉法人つながりの会 役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人つながりの会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等の基準額並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

- (1)役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは当法人を主たる勤務場所とし、週3日以上を専従として、当法人の担当業務を遂行する役員をいう。
- (3)非常勤職員とは役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは定款第5条による者をいう。
- (5)報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1に基づき支給する。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当を支給し、金額は次の通りとする。

- (1)報酬額は別表2に定める年間総額の範囲内で、同表に基づき支給する。
- (2)通勤手当の額は、別に定める職員の給与規程に準ずる。
- (3)定期的に行う業務の他、理事会・評議員会・監事監査等の出席に対する報酬も含む。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等当法人業務への出席の都度、別表3に定める年間総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

4 評議員選任・解任委員の報酬は、別表4に基づき支給する。

5 役員及び評議員は、報酬辞退届を提出することにより、報酬を辞退することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の支払いは、毎月末日に締め、翌月25日（金融機関が休日の場合は職員給与に準じた日）に銀行振込の方法で支給する。

2 評議員及び非常勤役員に対する報酬の支払いは、当該会議に出席した都度、銀行振込の方法により支給する。

(費用弁償)

- 第5条 当法人は、評議員及び役員がその職務を行うために要する費用を弁償する。
- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の出張に関するものを対象とし、別表5に基づき支給することができる。
- 3 費用弁償の請求があったときには、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割計算)

- 第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第7条 この規定により、計算金額に1回未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。
- (1)50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2)50銭以上1円未満の端数については、これを1回に切り上げる。

(公表)

- 第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規定は平成27年4月1日より施行する。

改正 平成28年4月1日

改正 平成29年6月23日

改正 令和4年6月21日

令和5年4月1日より施行する。

この規程は令和5年6月26日から施行する。

この規程は令和6年11月30日から施行する。

この規程は令和7年6月26日から施行する。

別表1. 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）		年間上限総額（合計）
評議員	評議員会出席	10,000 円	300,000 円
	決議省略	3,000 円	

別表2. 常勤役員報酬

役職	報酬月額(1人当たり)	年間総額(1人当たり)	年間上限総額(合計)
理事長	358,000 円	4,300,000 円	7,000,000 円
業務執行理事	224,000 円	2,700,000 円	

別表3. 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）		年間上限総額（合計）
理事 (理事長含む)	理事会出席	10,000 円	1,000,000 円
	評議員会出席	10,000 円	
	決議省略	3,000 円	
	法人業務	10,000 円	
監事	理事会出席	10,000 円	200,000 円
	評議員会出席	10,000 円	
	決議省略	3,000 円	
	監事監査	15,000 円	

別表4. 評議員選任・解任委員

役職	報酬日額（1人当たり）
評議員選任・解任委員	5,000 円

別表5. 費用弁償

旅費	宿泊費
実費	実費（上限2万円）